

2026 年度広島県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

- 本県農業は、小規模零細（1戸当たり平均耕地面積1.5 ha（2025））で稲作が主体の個人経営が大半を占めており、農地面積に対する認定農業者、集落法人等による集積割合は27.6%（2025）である。
- また農業者の高齢化が進み、基幹的農業従事者のうち49歳以下の占める割合が全体の7%であり、担い手の確保・育成が急務となっている。
- 農業産出額（1,540億円（2024））は、畜産（633億円（41.1%））が最も高く、米（377億円（24.5%））、野菜（308億円（20.0%））、果実（171億円（11.1%））と続いている。
- また、水田（本地面積34,300ha（2025））に占める主食用米面積^{（※1）}は、20,200ha（58.9%）で、非主食用米^{（※1）}1,376ha（4.0%）、飼料作物^{（※1）}841ha（2.5%）、野菜^{（※1）}934ha（2.7%）、大豆^{（※1）}180ha（0.5%）、そば・なたね^{（※1）}222ha（0.6%）、麦^{（※1）}254ha（0.7%）等となっている。
（※1）米穀の需給調整関係データ（R7）
- 主食用米は生産面積が減少しており、その減少分が非主食用米を含む他品目の面積増につながっておらず、不作付地の増加が懸念される。
- 今後、主食用米の需要の減少が見込まれるが、需要に応じた主食用米の生産を確保した上で、引き続き非主食用米の本作化を推進するとともに、収益性の高い園芸作物への転換を加速化する等、需要のある作物の振興と産地育成を図る必要がある。
- これら作物の生産を担う認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農（以下「担い手」という。）を経営力の高い担い手として育成するとともに、農地の有効利用、農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理事業を活用して、担い手へ農地を集積・集約化する必要がある。
- また、安定した生産を継続し、生産額を拡大するため、県内外の実証結果を踏まえながら、省力化、軽労働化、低コスト化、大規模生産及び高い生産性等を可能にするスマート農業等の導入、普及及び技術継承の取組を推進する必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値向上等による収益力の強化に向けた産地としての取組方針・目標

- 主食用米の需要減少に対応するため、水稻生産に適した環境で良好な管理が行われている水田等においては、需要量に見合った量を生産・供給できるよう、生産者の経営安定を推進する一方、担い手を中心に高収益作物への転換を図るとともに、これらの導入が困難な水田は非主食用米や麦・大豆等の本作化を推進する。
- 高収益作物の導入においては、加工・業務用に取り組む新たな産地育成や既存産地の改革を進めるため、重点品目を設定し、産地の生産の拡大を図り、需要に応える生産体制の確立を目指す。
- キャベツ等土地利用型野菜は、機械化などによる低コスト化やリモートセンシングを活用した生育管理による収益性を向上させるとともに経営力の高い担い手を中心とした新たな産地育成と周年供給体制の確立を図る。
- アスパラガス、ほうれんそう等軟弱野菜、トマト、ねぎ、きゅうり等施設型野菜

は、経営力の高い担い手を中心に環境制御技術の導入による更なる収量の増加を図るとともに施設拡大により生産量を拡大させ、既存産地の改革と産地間連携による安定供給体制の確立を図る。

区分	作物名
重点品目 (18品目)	キャベツ、トマト、ねぎ、ほうれんそう、わけぎ、アスパラガス、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、みずな、きゅうり、なす、えだまめ、たまねぎ、ぶどう、いちじく、レモン、きく

- 経営力の高い担い手の育成や産地の戦略に応じた取組を強化し、新たなブランドづくりや6次産業化を推進し、需要に応じた生産を行うとともに新たな市場・需要の開拓を行う。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針

- 農地中間管理事業の周知を図り、貸付希望農地と借受を希望する担い手へのマッチングを促進する。
- 県・市町の担当部局と連携して作付状況、作付意向を見える化し、地域での話し合いに基づく地域計画の推進を行う中で、良好な水稻栽培管理が行われている水田は水稻耕作の継続を図る。また、産地づくり体制構築支援を活用しながら、県内の農地利用の現状を把握し、畑地化して畑作物の本作化が進んでいる水田には、畑地化促進事業を推進する。一方で、周辺ほ場の耕作の支障となっている不作付地は、耕作も含め適切な管理がされるよう働きかけを行う。
- 担い手への農地集積が進み、園芸品目や畑作物への転換が図られる地域においては、排水性の向上（暗渠・明渠）・狭小な区画等の改良や、管理の省力化（自動給水・スプリンクラー、自走式草刈機導入のための畦畔の改良等）及びスマート農業機器導入のためのほ場環境の整備を推進する。
- 連作障害回避や水田の有効利用の面から水稻・麦・大豆等の組み合わせによるブロックローテーションを推進していく。

4 作物ごとの取組方針等

（1）主食用米

- 主食用米の需給バランス及び価格の安定を図るため、109,957トン（県農業再生協議会設定 県域主食用米生産の目安）を目標に、販売と結びつく生産が行われている地域を中心に推進し、事前契約など需要者・消費者との結びつきを強化する。
- 業務用については、用途、業態ごとのニーズに対応するため、適性品種の選定、転換を進め、堆肥投入等土づくりをはじめとした収量性を重視した栽培や省力低コスト技術の導入による所得確保を図る。
- 一般家庭用については、品種特性に即して適地適作を誘導し、良食味生産を進めるとともに、地元銘柄の育成（ブランド化）とその増大を図る。

分類		区分	供給先又は用途	主な品種	取組の方向
家庭用	ブランド米	主食	百貨店、スーパー、インターネットショップ等	コシヒカリ、あきろまん、恋の予感、あきさかり、ひとめぼれ、こいもみじ、多収品種等	・高品質、良食味の追求（ドローン、ICTの活用等） ・高付加価値（産地を特定、GAP、特別栽培米等） ・堆肥投入等土づくり
	一般向け		量販店、生協、米穀店、直売、インターネットショップ等		・良食味かつ多収の品種を導入 ・低コスト・多収栽培技術の導入（密播疎植栽培等） ・堆肥投入等土づくり
業務用		主食 非主食	弁当、外食（レストラン、回転寿司、定食屋）、加工食品原料等		・各業務用途に適した多収の品種を導入 ・複数年契約栽培によるロット確保と安定供給 ・低コスト・多収栽培技術の導入（密播疎植栽培等） ・堆肥投入等土づくり
		うち 特定 需要	酒造業者、酒造原料、もち、飼料原料等	中生新千本、ヒメノモチ、たちすずか、飼料用米専用品種等	・品質の安定（ドローン、ICTの活用等） ・需要に対し過不足なく安定供給 ・高付加価値（GAP等） ・堆肥投入等土づくり

- 令和6年度中途から主食用米の価格上昇により、令和7年産の主食用米作付面積は前年産に対して100ha増加した。今後は、需給動向を注視しつつ県産米需要に柔軟に対応できるような生産基盤を維持するため、生産を担い手へ重点化し、農地集積・集約化や規模拡大を加速化するとともに、生産性の向上や生産コストの削減・省力化を図る。

項目	取組の内容
規模拡大の促進	・農地中間管理事業を活用した農地の集積による経営面積の拡大 ・集落法人等の合併や協業による経営面積の拡大 等
生産性の向上	・農地中間管理事業を活用した分散ほ場の集約による作業効率の向上 ・小規模農地の大区画化（ほ場整備）による作業効率の向上 ・密播疎植栽培、ICTを活用した作業管理等、低コスト・省力栽培技術の導入 ・多収品種の導入による単位面積当たりの収量の向上 ・作期分散（早生から晩生品種の組み合わせ）による労働ピークの分散 等
経費の節減	・機械の共同利用、農作業の委託による機械費の節減 等

※酒造好適米、非主食用米にも共通する事項

- 需要者が求める品質、数量に対応し、安定、計画的に供給するため、複数年契約栽培（買取取引）の拡大を図り、精米品質の向上（碎米の低減等）、様々な包装形態（業務用炊飯釜に応じた量目規格等）での商品提供を行う。
- 酒造好適米（酒米）については、県内酒造会社の需要に確実に対応するため、受注・生産・供給の仕組みを強化し、需要に応じた生産を行うとともに、生産適地の生産者部会を中心に、高品質酒米の安定生産に取り組む。
- また、県外ニーズについても既存の産地を中心に供給拡大を図る。

（２）非主食用米

需要に基づく必要な主食用米を確保した上で、農地の有効活用、水田機能の維持の視点を踏まえ、需要との結びつきを前提に非主食用米を推進する。

担い手が作期分散や主食用米・園芸作物の導入が困難な農地の有効活用を図るための品目として導入し、多収技術による収益向上や栽培技術の改善による省力・低コスト栽培、機械の共同利用の取組を進める。

ア 飼料用米

- 県内養鶏農家の需要（現行1,600トン程度）に対応するため、耕種農家と畜産農家の需給マッチングを強化するとともに、担い手への農地集積による作付けを推進することにより供給拡大を図る。
- 担い手による省力・低コスト栽培（密播疎植栽培、直播栽培、立毛乾燥、多収品種の導入等）に加え、フレコン出荷等により出荷流通経費の削減を図る。
- 飼料用米専用品種等の多収品種の利用拡大を進めながら収量向上を図る。
- 県域及び地域の実情に応じた耕種農家と畜産農家との耕畜連携を推進するなど、水田の地力増進（土づくり）による安定生産を図る。
- 安定的な生産・供給に向けた複数年契約による取組を維持していく。

イ 米粉用米

- 麺、製菓やパン等の原料として地域や県内需要者の需要（450トン程度）に応じた生産を基本に、担い手による省力・低コスト栽培（密播疎植栽培、直播栽培等）を推進する。
- 作付品種は、需要者から要望のある品種を中心に、多収品種の利用拡大を進めながら安定収量の確保を図る。
- 安定的な生産・供給に向けた複数年契約による取組を維持していく。

ウ 新市場開拓用米

- 本県の生産状況を踏まえると、まずは県内需要を満たすための生産を推進するが、今後の本県や全国的な需要動向を勘案し必要に応じ、輸出用米等米の新たな市場開拓についても取り組む。
より安定的な生産・供給を図るため、複数年契約による取組を支援する。

エ WCS 用稲

- 耕種農家と畜産農家とのマッチングにより地域取組（350ha程度）を推進するとともに、県内畜産農家へ低コスト・高品質な混合飼料（TMR）の供給を行う TMR センターの需要（340ha程度）に対応する。
- 担い手による生産を推進するとともに、省力・低コスト化のため微細断技術の導入やコントラクターによる収穫作業受託、生産組織間の収穫機の共同利用等を進める。
- 県域及び地域の実情に応じた耕種農家と畜産農家との耕畜連携を推進するなど、水田の地力増進（土づくり）による安定生産を図る。

オ 加工用米

- 県内酒造会社の酒造用原料（かけ米）（800トン程度）への需要に対し、加工用途に適した品種（中生新千本・アキヒカリ・あきさかり・あきろまん・こいもみじ・恋の予感等）を安定的に供給する。
- 担い手を中心に作期分散のための作物として導入し、作付誘導を行う。

カ 備蓄米

- 令和8年産は今後の本県や全国的な需要動向を勘案しながら対応する。

(3) 麦、大豆、飼料作物

- 機械装備した担い手が、労働分散、農地を有効活用する品目として導入し、土づくり、排水対策、適期作業を徹底することで生産性の向上を図る。
- また、担い手を中心に耕うん同時畝立て播種技術を導入し作業の省力・低コスト化を図る。
- 麦は、現在のパンや焼酎原料等の県産需要に対応するため、既存の担い手を中心に、上記取組を通して生産量を確保する。
- 大豆は、豆腐や味噌等の県産需要に対応するため、需要者の評価に加え、機械作業適性が高く、播種適期の広い品種（あきまろ）を導入し、機械装備した担い手による生産を拡大する。
- 飼料作物は、地域流通や自家利用が中心であり、既存需要への対応を基本に、担い手による生産及び耕畜連携の取組を推進する。
- 二毛作を推進することで、所得向上及び水田の利用率向上を図る。

(4) そば、なたね

地産地消を中心とした地場の需要に応じた生産を確保する。

(5) 地力増進作物

連作障害の回避、他の作物とのブロックローテーションの構築によるほ場の利用率の向上、地力の増進や災害時における地力の回復等を目的とした地力増進作物の活用を図っていく。

地力増進作物はすき込みを前提とし、具体的な作物は次の表の作物及び地域農業再生協議会の水田収益力強化ビジョンに位置付けた作物とする。

科名	作物名
地力増進作物	トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソンクローバー

(6) 高収益作物（園芸作物等）

ア キャベツ

10ha単位で規模拡大する個別経営体や企業参入等の法人経営体を対象に、販売先の主要ターゲットをカット業者や量販店等とし、契約取引を中心に販売先の拡大を図る。また、それに応じた生産体制を構築するため、北部地域の大規模団地整備や南部地域の農地集積を推進し、北部から南部地域にわたる県内全域において、経営体の規模拡大を支援する。

また、担い手を中心に省力・低コスト技術（鉄コンテナ利用等）の拡大を図る。

イ アスパラガス

三次、世羅、福山地域を中心に、個人経営体や法人経営体に対して、単位面積当たりの収量を増加させるハウス栽培拡大を推進し、需要に対応した供給量の拡大を図る。また、ハウス被覆時期を早期化して出荷開始時期を早めて出荷期間を拡大し、長期間の定量供給により販売力の強化を図るとともに、契約取引の拡大を支援する。

ウ ほうれんそう等軟弱野菜（こまつな、しゅんぎく、みずな、ちんげんさい）

経営発展意欲の高い経営体の規模拡大を推進し、核となる経営体が、周辺の担い手を取りまとめ、需要者との契約販売を行うなど新たな「ネットワーク組織」を形

成し販売力の強化を図る。特に、生産拡大を計画している実践型研修で継続的に新規就農者の育成が進められており独立就農後も計画的に経営発展できるように、農地確保や資金調達などの条件整備を支援する。

エ トマト

各産地で経営発展を目指す経営体の規模拡大や企業参入を推進し、生産量の増加や特色あるブランド化による販売戦略により、契約取引を中心に販売力の強化を図る。また、選果・箱詰めなど調製作業について、経営規模とコストを考慮した上で、共同選果やパック詰めの外注など産地拡大に対応した分業体制を推進し、分業により削減された労働力が、規模拡大につながるように農地確保などを支援する。

オ ねぎ等（青ねぎ、白ねぎ、わけぎ）

青ねぎは、産地内の核となる法人経営体が、新規就農者を安定的に確保・育成できる仕組みを確立し、契約取引を前提とした販路拡大を図る取組を支援する。

白ねぎは、11月から1月に集中している出荷時期を、作付地域の拡大による生産量の増加や、機械化体系による省力低コスト化、県域での流通の効率化に取り組むことで、7月から2月へ出荷時期を拡大し、契約取引に対応できる計画的な出荷体制の確立を図る。

わけぎは、計量結束包装機の活用促進により調製作業の省力化を図る取組や、契約取引で単価向上が図れる小袋包装など、担い手の規模拡大に結び付く取組を推進する。

カ きゅうり

県中北部地域中心に夏・秋出荷を新規に推進する。南部地域は秋春出荷の生産拡大を図り、県内での周年供給体制を確立する。

キ なす

地域特性を生かした品種（大長、中長）の栽培を継続し、広島県産なすのブランドの維持による収益性の確保を目指す。

既存産地の生産拡大を図るとともに北部地域を中心に新規導入を推進し、県域での栽培拡大を進める。

ク えだまめ

サヤ出荷により、機械での栽培・収穫・調製が可能であるため、調製は作業受託を前提に推進する。

水稻との複合経営や白ねぎの連作障害対策として水稻や白ねぎ生産者へ新規導入を図る。

ケ たまねぎ

輸入品から国産品への需要が高まっており、機械化体系も確立していることから、集落法人や認定新規就農者等へ県域での生産拡大を図り、需要に応じた安定出荷に取り組む。

コ きく

花きの中では産地化品目で、安定した需要が見込まれるため、市場、需要者との連携を強化し、主に県北部において新規就農者の確保とともに、産地拡大に取り組む。

サ ぶどう

集落法人、認定農業者等を対象として、暗きょ排水対策を実施した水田転換園による面積拡大を図るとともに、省力技術の推進、優良品種への更新、施設導入等による生産性の向上を図る。

また、県内産地の標高差を生かした長期安定供給体制を確立する。

シ いちじく

既存産地を中心にかんきつや他品目との複合経営による面積拡大を図るとともに、集落法人の転換作物として推進する。また、省力技術の推進等による生産性の向上や予冷設備等による安定供給に努める。

ス レモン

生産量1万トンの達成に向けて、寒波や強風のリスクが少なく、機械作業に向く栽培適地を確保し、生産体制の強化を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	20,200	—	20,825	—	21,174	—
備蓄米	0	—	0	—	0	—
飼料用米	113	—	313	—	670	—
米粉用米	67	—	86	—	108	—
新市場開拓用米	38	—	37	—	88	—
WCS用稲	638	—	690	—	776	—
加工用米	165	—	249	—	361	—
麦	254	45	253	36	357	39
大豆	180	46	184	52	334	67
飼料作物	841	223	814	206	1,079	227
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	222	16	229	19	241	19
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	3	0	11	0	11	0
高収益作物	541	2	527	2	688	7
・野菜	489	2	478	2	631	7
・花き・花木	38	0	34	0	37	0
・果樹	14	0	15	0	20	0
・その他の高収益作物	—	—	—	—	—	—
その他	0	0	0	0	0	0
畑地化（累計）	393	—	406	—	406	—

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	園芸作物 （注）	担い手園芸作物取組支援	作付面積 担い手の割合	(2025年度) 317ha (2025年度) 47%	(2026年度) 429ha (2026年度) 65%
2	加工用米・飼料作物	担い手戦略作物取組支援（加工用米・飼料作物）	作付面積 担い手の割合	(2025年度) 563ha (2025年度) 59%	(2026年度) 932ha (2026年度) 69%
3	麦・大豆・飼料用米	担い手戦略作物取組支援（麦・大豆・飼料用米）	取組面積 取組率 （麦・大豆）	(2025年度) 325ha (2025年度) 81%	(2026年度) 561ha (2026年度) 86%
			取組面積 取組率 （飼料用米）	(2025年度) 400ha (2025年度) 54%	(2026年度) 472ha (2026年度) 56%
4	そば・なたね	そば・なたね作付助成	取組面積	(2025年度) 190ha	(2026年度) 240ha
5	新市場開拓用米	新市場開拓用米作付助成	取組面積	(2025年度) 0.3ha	(2026年度) 43ha
6	新市場開拓用米	新市場開拓用米複数年契約助成	取組面積	(2025年度) 22ha	(2026年度) 20ha
7	地力増進作物	地力増進作物作付助成	取組面積	(2025年度) 0.2ha	(2026年度) 11ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

注：（園芸作物）キャベツ、アスパラガス、ほうれんそう、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、みずな、きく、ぶどう、いちじく、レモン、えだまめ、きゅうり、なす、たまねぎ

※「現状値」は、「経営所得安定対策」に係る実績値。

7 産地交付金の活用方法の概要
都道府県名:広島県

整理番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	担い手園芸作物取組支援	1	8,000	キャベツ、アスパラガス、ほうれんそう、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、みずな、きく、ぶどう、いちじく、レモン、えだまめ、きゅうり、なす、たまねぎ	担い手による取組
1	担い手園芸作物取組支援(二毛作)	2	8,000	キャベツ、アスパラガス、ほうれんそう、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、みずな、きく、ぶどう、いちじく、レモン、えだまめ、きゅうり、なす、たまねぎ	・担い手による取組 ・主食用米(基幹作)又は麦(基幹作)との組み合わせ
2	担い手戦略作物取組支援(①加工用米)	1	23,000	加工用米	担い手による取組
2	担い手戦略作物取組支援(②加工用米拡大算)	1	2,000	加工用米	・担い手による取組 ・前年度の作付けよりも10a以上増加した取組
2	担い手戦略作物取組支援(③飼料作物)	1	5,000	飼料作物	・担い手による取組 ・地域の普及組織等が指導する適正は種量を踏まえたは種が行われたと認められる面積が対象
3	担い手戦略作物取組支援(①麦・大豆)	1	8,000	麦、大豆	・担い手による取組 ・土壌改良技術、病害虫の防除・除草、営農排水のうち2メニュー以上の取組実施
3	担い手戦略作物取組支援(②飼料用米) ※標準単収以上の収量	1	22,000	飼料用米	・担い手による取組 ・単収が地域の標準単収以上
3	担い手戦略作物取組支援(③飼料用米) ※標準単収の8割以上の収量	1	18,000	飼料用米	・担い手による取組 ・単収が地域の標準単収8割以上
3	担い手戦略作物取組支援(④飼料用米拡大算)	1	2,000	飼料用米	・担い手による取組 ・前年度の作付けよりも10a以上増加した取組
4	そば・なたね作付助成	1	20,000	そば、なたね	農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等の出荷契約又は需要者との販売契約の締結による取組
5	新市場開拓用米作付助成	1	20,000	新市場開拓用米	加工用米等取組計画書が受理されている取組
6	新市場開拓用米複数年契約助成	1	10,000	新市場開拓用米	・3年以上の複数年契約取組(契約初年度のみ助成) ・コメ新市場開拓等促進事業で採択されたものが対象
7	地力増進作物作付助成	1	10,000	地力増進作物(トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソンクローバー、その他地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンに位置付けた作物)	・対象作物ごとに、地力増進に効果の見込まれる時期にすき込み作業等を行うこと。原則として、すき込みを行う年度を助成対象とする。 ただし、すき込みが播種を実施する年度の翌年度になる作物は、播種を実施する年度を助成対象とする。 ・地力増進作物の前作が「水稲(加工用米及び新規需要米を含む)・麦・大豆・園芸作物(指定18品目)」 ・支援は1圃場1回のみとする (過年度に助成を受けた場合を含む)

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。